

4月1日から
台帳閲覧・帳簿縦覧ができます

4月1日から、平成16年の固定資産課税台帳の閲覧及び土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

固定資産課税台帳の閲覧

所有者による自己の資産の課税内容の確認、借地・借家人などによる使用・収益の対象となっている資産の課税内容の確認ができます。

閲覧期間・4月1日～17年3月31日 9時～17時

(土・日・祝祭日を除く)

閲覧場所・税務課

閲覧できるかた

- ・固定資産税(土地及び家屋)の所有者及び納税管理人
- ・所有者の代理人で委任状を持参したかた(家族を含む)
- ・借地人は借りている土地、借家人は借りている家屋及びその敷地の課税内容が閲覧できます。

持参するもの

- ・印鑑または本人と確認できるもの(運転免許証など)
- ・委任状(所有者の代理人)
- ・賃貸契約書の写し(借地人、借家人)

縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳をもとに作成される土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿により、土

地または家屋の納税者に市内にある土地または家屋の価格を開示します。

縦覧期間・4月1日～5月31日 9時～17時

(土・日・祝祭日を除く)

縦覧場所・税務課

縦覧帳簿

- ① 土地価格等縦覧帳簿
(所在、地番、登記地目、評価地目、地積、評価額)
- ② 家屋価格等縦覧帳簿
(所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

縦覧できるかた

- ① 市内に所在する土地の固定資産税の納税者、納税管理人及び納税者が捺印した委任状を提出した代理人(家族を含む)
- ② 市内に所在する家屋の固定資産税の納税者、納税管理人及び納税者が捺印した委任状を提出した代理人(家族を含む)

持参するもの

- ・印鑑または本人と確認できるもの(運転免許証など)
- ・委任状(所有者の代理人)

使用済み冷凍庫のリサイクルが始まります

市では、これまで使用済み冷凍庫を粗大ごみとして収集してまいりました。4月1日からは、特定家庭用機器再商品化法により、家電4品目(洗濯機、テレビ、

エアコン、冷蔵庫)と同様に「特定家庭用機器」となるため、排出時には排出者がリサイクル料金を負担することになります。

リサイクル料金・4,600円

市では収集しませんので、4月1日以降はごみ一時預かり所に出さないでください。また、家電4品目がごみ一時預かり所に排出されていることがあります。他の人の迷惑になるため、市で収集しないものは、絶対に排出しないでください。

住所変更するときは

児童手当の手続きも忘れずに
児童手当を受給しているかたが転出するときは児童手当受給資格消滅届が必要です。住民票の転出届を市民課に提出する際に忘れずに手続きしてください。

新生活環境課(内線247)

住所変更するときは

児童手当を受給しているかたが転出するときは児童手当受給資格消滅届が必要です。住民票の転出届を市民課に提出する際に忘れずに手続きしてください。

新生活環境課(内線247)

新住所地で新たに受給申請しますが、その際14年中の所得証明が必要ですので忘れずに取得してください。

市内での住所変更の際は市民課へ住所変更届を提出してください。

福祉課(内線408)

公共下水道使用料金表の表示が変わります

消費税法の改正により、平成16年4月1日から公共下水道使用料は、消費税を含めた総額で

の表示が義務付けられました。総額はこれまでと変わリません。

公共下水道使用料金表

| 汚水の種別 | 基本使用料 (10 ^m まで) | 従量使用料(1 ^m につき) | | | |
|--------|-------------------------------|---|---|--|------------------------|
| | | 10 ^m を超え20 ^m までの分 | 20 ^m を超え50 ^m までの分 | 50 ^m を超え100 ^m までの分 | 100 ^m を超える分 |
| 一般汚水 | 1,470円 | 157.5円 | 168.0円 | 199.5円 | 220.5円 |
| 公衆浴場汚水 | 1,470円 | 99.75円 | | | |

右記の額には消費税及び地方消費税を含んでいません。表に定める額により算出した額に1円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額が請求額です。

下水道課(内線211)

市税の納付も「一度」確認を
市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税などの納め忘れがないか、もう一度確認ください。

収納課(内線225、227)

市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税などの納め忘れがないか、もう一度確認ください。

| 教室・講座名 | ところ | と | き | 費用・持ち物など | 定員 | 申し込み先など |
|-------------|------------------------|---------------------------|-------------------------------------|--|-------------|---|
| 木工教室 | 北部シルバエリア コミュニティセンター | 4月6、13、20、27日、5月11、18、25日 | 午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:30~16:30 | 材料費(150~1,000円) | 各6人 | 受け付けは3/18~20 9:00~16:00 コミュニティセンター ☎47-7070 |
| | | 4月7、14、21、28日 | 9:30~16:00 (完成次第終了) | | | |
| | | 木曜日コース | | 4月1、8、15、22日 | 材料費(250円程度) | 6人 |
| 木工体験教室 | | 3月30日(火) | | | | |
| 茶の湯教室(全12回) | | 毎月第2木曜日 | 13:00~15:00 第1回は4月8日(木) | 対象は新規に受講されるかたに限ります。初歩の作法を学びます。お菓子代(1回300円) | 10人 | 受け付け開始は3/18 9時からコミュニティセンター ☎47-7070 |